



福岡医発第3129号(地)

平成28年 2月29日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する
地域医療等との連携施策について

今般、平成28年度政府予算案において、ストーカー事案の行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する経費(地域精神科医療との連携経費)が計上されたことから、別添のとおり警察庁生活安全局生活安全企画課長より、日本医師会を通じて周知、協力方依頼がありました。

本件は、現在、警察庁において実施されている「ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する調査研究」を踏まえ、平成28年度より、各都道府県警察において、精神科医等から個々の事案についてのストーカー加害者への対応に関し、専門的見地から専門的な治療の必要があるかどうかの見極めや加害者に対する適切な対応方法について助言を受け、また、医療機関の紹介や当該加害者への受診の働きかけを依頼する等、地域精神科医療との連携を図ることにより、ストーカー加害者に対するアプローチを推進することを目的とするものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会管下の関係医療機関への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本件につきましては、福岡県警察より福岡県精神科病院協会会員医療機関に対して既に協力方依頼がなされておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

精神保健担当理事 古川哲也
会長 廣瀬真恵

(地Ⅲ232)

平成28年2月9日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本 純一

ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する
地域医療等との連携施策について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、平成28年度政府予算案において、ストーカー事案の行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する経費（地域精神科医療との連携経費）が計上されたことから、別添のとおり、警察庁生活安全局生活安全企画課長より、本会に対して、周知、協力方依頼がありました。

本件は、現在、警察庁において実施されている「ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する調査研究」を踏まえ、平成28年度より、各都道府県警察において、精神科医等から個々の事案についてのストーカー加害者への対応に関し、専門的見地から専門的な治療の必要があるかどうかの見極めや加害者に対する適切な対応方法について助言を受け、また、医療機関の紹介や当該加害者への受診の働きかけを依頼する等、地域精神科医療との連携を図ることにより、ストーカー加害者に対するアプローチを推進することを目的とするものであります。

なお、本件につきましては、各都道府県警察より、各都道府県の精神科病院協会、ならびに精神神経科診療所協会等の関係団体に対して、協力方依頼がなされることとしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関へ周知いただくとともに、場合によって都道府県警察より依頼がなされた際には、関係団体との連携のもと、協力いただきたくご高配のほどお願い申し上げます。

警察庁丁生企発第57号

平成28年2月1日

公益社団法人 日本医師会
会 長 横倉 義武 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

高須 一弘



ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する地域医療等との連携施策について

日頃より、警察行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、ストーカーを始めとする人身安全関連事案は、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが高く、国民の安全で安心な生活を脅かす重大な事案であるため、警察においてもその対策の強化を図っているところです。

特に、ストーカー事案の認知件数は年々増加していることから、警察では被害者の安全確保を最優先に、加害者の検挙や被害者等の保護措置等の対応を推進していますが、ストーカー加害者の中には、警告、検挙等されてもつきまとい等を続ける者がいます。

平成25年6月に改正されたストーカー行為等の規制等に関する法律の改正法附則を受けて設置された「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会」においても、これらの状況を踏まえたストーカー加害者対策の在り方について提言がなされました。警察庁では、当該提言等を踏まえ、平成26年度及び27年度の2箇年で、「ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する調査研究」を行い、警察がストーカー加害者に対応する際の精神医学や心理学の専門家との連携等について、調査、研究しているところです。

今般、平成28年度政府予算案には、各都道府県警察においてストーカー加害者に対応する際、あらかじめ協力を依頼しておいた地域の精神科医の方々等から、対応に当たったアドバイスや精神医療等の必要性に係るアドバイス、また、加害者が治療につながった場合には、その後の警察の対応に係るアドバイス等をいただくための経費（謝金）が盛り込まれたところです。

これを踏まえ、各都道府県警察では、地域の精神医療等関係機関に対し、ご協力を依頼することとしているところ、貴会を通じて会員の方々に御協力を賜りたくお願い申し上げます。

ストーカー・DV被害の未然防止・拡大防止のための施策に要する経費

要求理由及び積算根拠

ストーカー事案の行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する経費（地域精神科医療との連携経費）

平成26年度、27年度の2箇年度でストーカー事案の行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る調査研究を実施しているところであるが、平成28年度においては、この調査研究を踏まえ、各都道府県において地域精神科医療と連携を図ることにより、ストーカー加害者に対するアプローチを推進するものとする。

具体的には、都道府県警察において、精神科医等から個々の事案についてのストーカー加害者への対応に関し、専門的見地から専門的な治療の必要があるかどうかの見極めや加害者に対する適切な対応方法について助言受け、また、つなぎ先となる医療機関の紹介や当該加害者への受診の働きかけを依頼するなど、精神科医等に加害者対応に関するアドバイス業務を委託する。

また、各都道府県警察で、ストーカー加害者対応を担当する警察職員が、ストーカー加害者への精神医学的・心理学的アプローチに係るカウンセリング講座等の研修会に参加して、加害者を沈静化させたり、地域精神科医療と連携する上での必要な知識を向上させるなど、ストーカー加害者に対するアプローチの適正化を推進する。

(項) 警察活動基盤整備費

(目) 都道府県警察費補助金

(ア) 諸謝金

協力謝金

a ストーカー加害者対応担当者等に対する精神科医等によるアドバイス（事前）

149人 × 1回 × 2時間 × @ 7,900（大学教授級1） × 5/10 = 1,177千円

b ストーカー加害者対応担当者等に対する精神科医等によるアドバイス（受診後）

149人 × 3回 × 2時間 × @ 7,900（大学教授級1） × 5/10 = 3,531千円

合 計 (a+b) 4,708千円

(イ) 職員旅費

会議旅費

ストーカー加害者への精神医学的・心理学的アプローチに係るカウンセリング講座等出席に伴う旅費

47 × 1名 × @25,390（平成27年度予算単価） × 5/10 = 596千円

47 × 1名 × @22,760（平成27年度予算単価） × 5/10 = 534千円

合 計 1,130千円

(ウ) 警察装備費

雑役務費

a ストーカー加害者への精神医学的・心理学的アプローチに係るカウンセリング講座等の受講料

47 × 2名 @140,400（カタログ価格） × 5/10 = 6,598千円

印刷製本費

b チラシ・リーフレット等作成費

5,793人 × @ 20.7（平成27年度予算単価） × 5/10 = 59千円

合 計 (a+b) 6,657千円

地域精神科医療との連携

ストーカー総合対策(H27.3.20ストーカー総合対策関係省庁会議)
個々のストーカー加害者の問題性を踏まえながら、警察、矯正施設、保護観察所、医療機関等が適切に連携を図りながら、様々な段階で加害者に対して更生のための働き掛けを行う。

